

広島市地域公共交通会議設置要綱第6条第3項ただし書きに基づく承認について

令和5年6月20日付けで書面審議を依頼した下記議案に関し、広島市地域公共交通会議設置要綱第6条第3項ただし書きを適用し、承認する。

記

1 議案

雲出線及び宇佐線における車両の移動円滑化基準の適用除外について

2 賛否

賛成8名、反対1名

令和5年9月11日
広島市地域公共交通会議
会長 伊藤 雅

